

# 山梨県公報

第千八百二十五号

平成二十年

一月二十八日

月 曜 日

## 目 次

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の一部の効力の停止……………四一
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………四一
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………四一

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人あすなる工房
- 2 代表者の氏名 平賀武彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市徳行二丁目十番十六号
- 4 定款に記載された目的  
 この法人は、障害者に対して、地域生活に関する支援事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年一月十一日から同年三月十日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の一部の効力の停止  
 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次の事業

者について指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。  
 平成二十年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年一月十六日
- 二 処分をした事業者の名称等

事業者の名	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
ハートサービス株式会社	南アルプス市 藤田二五三番一	甲府ヘルパーステーション	甲府市住吉五丁目二番十号	訪問介護	一九七〇一〇一〇三四

### 三 処分の内容及び期間

- 1 処分の内容  
 平成十四年七月一日付け山梨県指令長三第六 十五号の指定に係る事業所により行われる新規利用者へのサービス提供について指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。
- 2 期間  
 平成二十年二月一日から同月二十九日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年五月二十八日まで縦覧に供する。  
 平成二十年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎
- 2 住所 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 ビッグサン 昭和店

- (二) 所在地 中巨摩郡昭和町西条八百六十番一外  
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後九時四十五分
来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前八時三十分から午後 九時三十分まで	午前八時三十分から午後 十時まで

- 3 変更する年月日

平成二十年一月十九日

- 届出年月日

平成二十年一月十八日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市  
 から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意  
 見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年二月二十八日まで  
 縦覧に供する。

平成二十年一月二十八日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 甲府ファッションモール

2 所在地 甲府市和戸町字芝原五百七十八番外

- 二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十九年九月十三日

- 三 意見の概要

廃棄物の適正処理や排出の抑制